

熊監発第 000269 号
令和 6 年（2024 年）12 月 19 日

請求人
様

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

熊本市職員措置請求について（通知）

令和 6 年（2024 年）10 月 24 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の結果

市道藤山 8 号線道路改良工事に関する措置請求については、一部却下、一部棄却する。

第 2 請求の趣旨

令和 6 年（2024 年）10 月 24 日に受け付けた請求書等に記載されている請求の趣旨は次のとおりである。

1 請求の理由

請求書等を原文のまま掲載。但し、氏名等はアルファベット表記とした。

熊本市職員措置請求書

(1) 誰が(南区土木センターのA所長、B課長、C主査)

(2) いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか、又は行うことが予測されるのか。

令和6年6月11日、8月1日、8月21日、9月20日に市道藤山8号線改良工事の用地買収、工事発注を法律に基づく構造計算書、水理計算書によらず行おうとしている。

(3) その「財務会計上の行為又は怠る事実」は、どのような理由で違法又は不当なのか。

1. 側溝横の盛土工事は構造計算もなく「より安全安心に」と言うだけで、その根拠を示さない。しかも昨年7月の側溝安全工事で安全性は図られ、二重工事である。

2. 今年度予定の道路改良の側溝は、地形や水理計算からして安価な工法でいいが、市街地並みの道路両側蓋付U字溝工法で発注するようにしている。

3. 用地測量で土地家屋調査士同じ委託を令和4年度と令和6年度にも行っている。

(4) その結果、どのような損害が熊本市に生じているのか、又は生じることが予測されるのか。

1. 法による設計基準で行うべきで「より安全安心に」で工事を行うと収拾がつかず市の財政は破綻し、その額は無限大。昨年側溝安全工事を行いなぜ今年も必要か？

2. 道路改良の側溝は、地形や水理計算から、設計基準により蓋付U字溝でなく、L型側溝やアスカーブで良く、その差額約1千万円の損失を与える。

3. 令和4年度に土地家屋調査士へ委託しており、令和6年度委託は二重委託で無駄。

(5) したがって、どのような措置を請求するのか。

1. 側溝横盛土は昨年安全工事が完了しており、本年度の用地買収と工事は必要ない。

2. 蓋付U字溝でなく、L型側溝やアスカーブで施工し約1千万円の今後の工事費を削減。

3. 今年度委託費の無駄または令和4年度委託の464,508円が無駄である。

4. 上記3の外は、別紙に「どのような措置を請求するのか」詳細を添付致します。

【別紙】どのような措置を市長に請求するのか(詳細)

1. 側溝横盛土は昨年安全工事が完了しており、本年度の用地買収と工事は必要ない。

城南町藤山2040-2と2040-16番地先の側溝横の盛土工事と用地買収は行わないことにする。(証拠1)ただ、これも道路法および道路構造令、道路交通法に違反しているので、これを解消するためには、私にこれまでの嘘と詭弁で騙してきたことに対しての謝罪と、昨年7月24日に側溝補強工事した2,497,000円(証拠2)は関係

職員(区長、区民部長、総務企画課長、南区土木センター所長、維持課長、主査、参事)が市役所に返還することを求める。

2. 蓋付U字溝でなく、L型側溝やアスカーブで施工し約1千万円の工事費を削減。

地形の傾斜は起点から終点に向かって右側へ傾斜しており、側溝(U字溝)を設置するなら左側に設置すれば道路左の畑地からの雨水を十分カットし排水できる。右側の側溝は道路幅員5mの半分の2.5m分を排すればよく、安い工法であるL型側溝またはアスカーブで排水は十分である。よって右側の、側溝を設置する必要はないため、これを変更して発注することを求める。(証拠3)、(証拠5)

また、これまで発注した右側の側溝との差額は関係職員で市役所に返還することを求める。

3. 今年度委託費の無駄または令和4年度委託の464,508円が無駄である。

今年度に土地家屋調査士に委託し、測量および登記事務を行っているが、令和5年3月6日に市役所と土地家屋調査士および私と立会った測量成果品が「不存在」と公文書開示請求で回答しているが、実際は測量して464,508円を支払っている。これを利用すれば、今年度の土地家屋調査士に委託する委託費は軽減できると伝えても、C主査は「途中の成果品であり使えないので不存在とした。との回答。同じくB課長「完成品でないので不存在とした。」とこれまた、存在自体を否定し前回の測量成果代金464,508円を無駄にしようとする。よって、現在進行中の今年度委託分から、前回委託分を差し引いた金額で変更契約することを求める。

4. 市役所の説明のとおりであれば、側溝横の盛土工事と用地買収は無駄であり、工事と用地買収は必要ない。

今年度に側溝横に盛土することは、証拠1に示すとおり、令和6年2月5日付け、市長自署の回答で「南区土木センターにおいて最適な工法を検討したうえで、今回の補強工事を行い当該道路の安全を確保したところでございます。」と安全を確保したと言い切っている。このことは、令和5年7月24日に(有)工業が側溝補強工事を行い(証拠2)、側溝に並行して設置してあったバリケードも取り除いたことを指している。ところがA所長は、令和6年の6月11日来訪し、「より安全安心のために側溝横に盛土するので買収に応じてくれ」と来た。C主査も令和6年の8月21日の用地立会時に「より安全のため工事しますので」と言った。次の令和6年の9月20日の用地立会時にも同じように「より安全のため工事しますので」と言っている。(証拠4)

これに対して、何度も安全を確保したのであれば、側溝横の盛土工事は不要ではないかと設計基準の構造計算書で示すように回答を求めているが、「個人の検討段階にとどめるメモ帳として存在しているため公文書に該当しない。」と回答して開示しない。(証拠書類P2)そこで市役所は個人のメモ帳で設計するのかと問うと、今度は今回のように「より安全安心のため」と詭弁を使い騙している。人は道路法にも道路交通法にも「より安全安心のため」はない。あるのは「安全かつ円滑な道路・・・」とあるだけである。

確かに、地元の一般市民は「より安全安心のため」と市に言われたら喜ぶ。だが、この「より安全安心のため」の論理が通るなら、市役所は設計基準でなく、

全て「安全安心のため」に工事を行うことになりその費用は莫大となり財政は破綻してしまう。しかも言っている人が、南区土木センターの所長で土木行政の最高責任者である。

5. この4年間、市道藤山8号線の改修工事で市民に残酷なことを熊本南区役所は行っている。

熊本市役所は市民に対して法律や条例、規則、規定を守り正常な行政手続を行えば、何の問題もなかったのに、これを怠り市民に今も残酷なことをした。市職員は法律や条例、規則、規定を守ることがを求める。特に、A所長が口癖のように言う、「より安心安全のため」と技術計算では「経験値です」と詭弁を使い、市民を騙し湯水のごとく事業費(工事、委託、買収費等)を使い、市の財政を無駄使いすることは止めること。(証拠6)

市役所職員は地方公務員法32条により、法や条例、規則、規定により業務を行い、地方公務員法33条により、土地泥棒や農地法、地方税法、不動産登記法等の違法行為を一切無くすこと。

- 1) 令和2年と令和3年の11月に工事に着手し、それぞれ翌年の3月には完了したが、その工事で民有地に越境し不動産侵奪罪(土地泥棒)行った。私の土地(熊本市区城南町藤山2040-2、2040-16番地)および隣接する土地(城南町藤山2040-3、2040-4番地)をそれぞれ34㎡、42㎡、45㎡、41㎡合計162㎡(49坪))の土地泥棒を現在も行ったままにしている。
- 2) そこで、令和4年1月21日から協議したが、土地泥棒をしていないと突っ張った。そこで私から、次の違法行為を行っているので、行政手続きを即刻行うよう再三再四要請したが今日まで、違法状態のままである。
 - (1) 刑法235条の2項の不動産侵奪罪(土地泥棒)
 - (2) 刑法246条(詐欺罪・補助金不正受給、多面的事業の受益面積を減じてないため)
 - (3) 農地法第5条(農地の無断転用、農地を市道として使用している)
 - (4) 地方税法第348条(固定資産税の非課税、道路用地は非課税であるが現在も課税されている)
 - (5) 不動産登記法36条・37条(土地表題登記、地目変更登記、地積更正登記)
 - (6) 地方公務員法33条(信用失墜・虚偽と約束反故を今でも繰り返している)
- 3) 令和4年1月24日にD区長に面談を求めたが、「市道は市が自由に造っていいでしょう。一地主の意見を聞く必要はない。市が判断します。」と一蹴された。「今年は市長選もありますので、穏便に片付けたらどうですか。」と私から提言したが、D区長は「それとこれは関係ない。」とこれも一蹴した。
- 4) しかし、令和4年3月29日に来訪し、「市道が越境していた。買収させてくれ。買収単価だ6月には出る。」と言ったので、「買収価格を出すため、6月まで測量して買収面積を確定しては」と提案したが、その後は令和4年6月15日、7月14日、9月13日、9月29日に用地交渉に来たが、それから用地交渉に来なくなった。
- 5) そこで、こちらから南区役所に令和4年12月15日、令和5年12月15日、令和6年3月25日に「買収の件はどうなっているのか」と促したが、一切用地買収交渉も測量も行わなかった。

- 6) やっと、令和6年4月9日と6月11日にA所長とC主査が来て「7月1日に地価公示価格が決定するので、7月末までに解消する。」と約束した。この時、用地買収がなぜ必要か尋ねると「よりが、なしのつぶてで、8月1日に出向き進めるよう要請した。
- 7) しかし、A所長は6月11日に約束したことを一切回答せず「冒頭謝罪したですね。」とともに答えず、訳の分からない言い訳と詭弁を繰り返すだけであった。(公職にある人が言うことでない。)
- 8) 8月14日に本庁の用地課を入れ、8月21日に用地立会を行うことになったが、用地立会で私有地に立入り許可もあらかじめことになっているが取らない。更に地権者確認もせず、もっと悪いのは隣接者3名のうち2名が来てないので委任状はと問うと「ない」と言い、違法により成立せず、大失態を犯してしまった。
- 9) 9月20日に再度、用地立会を行ったが、私有地立会もあらかじめ取らず、委任状は見せず、市の「用地補償のあらまし」により境界立会を進めるように促すも、境界杭を見つけた後に市職員4名は「これ以上前に進まない。」と言って、その理由も言わず、地権者と隣接者を置き去りにして帰ってしまった。その後、文書で返すとA所長は言っているが何も返ってきていない。
- 10) 令和5年7月24日に(有)I工業が側溝補強工事(証拠2)を行ったが、これの安全証明のため構造計算を求めたが、A所長は「職員の経験値です」と詭弁を使い、設計基準による安全性を一切示さない。職員の経験値で土木工事はいいのであれば、設計委託を建設コンサルタントに委託する必要もなく、職員の経験値ですべて行えばいいのである。こんなことを土木行政の最高責任者である南区土木センターの所長が言うのであるから、市の土木工事の安全性は信用できない。「道路法や道路構造令、設計基準により設計し安全を確保できたので、この工法で道路を造りますので、用地の協力を行います」と言い、構造計算を求められたら、それを示し市民に納得してもらう必要がある。
- しかも、令和4年6月13日、令和4年7月14日、の証明の公文書では「側溝を補強することに向けて、設計検討を行っているところです。」(証拠6)と回答したが、これは嘘であり、今となっては「経験値です。」と詭弁を使う。(証拠の録画、録音はあります。南区役所も同じ録画、録音を持っています。)
- こんなことを市職員のトップが行っているから「税金の税額は職員の経験値ですか？また、用地買収の単価は職員の経験値ですか？」と問われ、市職員の信頼失墜になっているので、これを改善する。
6. 市は一般市民が用地買収や工事について詳しくないために土地泥棒して、これを包み隠し、嘘や詭弁を使い騙す行為は行うべきでない。市は専門知識のない一般市民を詭弁と嘘で騙すことをやめる。
- 1) 道路の安全性や用地買収の専門知識がない一般市民を完全に騙して、土地泥棒している面積の固定資産税を現在の土地所有者に払わせたり、農地の無断転用、農業の補助金を不正受給する負担を地権者に負わせたりする行為は止めることを求める。私は同じ公職で土木工事を担当していたのでわかった。
- 2) 市は工事の着手前と工事完了後に、業者より買収した境界の範囲に入っているか測

量の成果簿提出を工事費に計上しており(証拠6)、この成果簿で土地泥棒していたことは知っていたはずである。

- 3)この測量成果簿を業者より提出があり確認したかと問うとダンマリを貫き、その言い訳として令和5年2月7日の文書で「境界立会の時、道路と民有地に段差が生じる段差部分に盛土することを説明しました。この説明時に意義や要望がなかったことから了承を得られたともものと認識しています。」(証拠6)と勝手な解釈と詭弁を使い土地泥棒している。用地の幅や面積、期間を定めた文書もなく全国どの市町村もしていない。

そこで、その時の用地説明内容と了承を得たという文書、私が参加している写真を開示請求すると「不存在」と回答する。役所が口頭で他人の土地を永久に道路盛土として使用してよいなどとの法律にもない。役所は必ず、文書で借地契約するか使用契約しなければならない。全くの身勝手な解釈で証拠書類もない。

- 4)更に、側溝横の盛土については、令和4年6月10日に撤去して危険な状態であったので、令和4年6月15日に文書で「再度の盛土工事には一切条件を付けないので即刻工事できる。」(証拠6)と促してしているにもかかわらず、令和5年2月7日の文書には「盛土部分の土地を買収したい旨お伝えしましたが、了解を得られませんでした。」と全く嘘の回答を平気でしている。

- 5)このように市は嘘を付き、一般市民を騙し、これを包み隠すため、これまで市の財政を無駄にしたのが4,951,188円(証拠6)で、これから用地買収費、登記委託費、盛土工事費を更につぎ込む金額約100万円以上が必要であるため、この無駄を阻止することを求める。

7. 通行に危険極まりない状態であるので、危険を解消するように2年半再三再四伝えるが行わない。

- 1)令和4年6月10日に側溝盛土を撤去し、市道を道路個通法に基づく安全基準に満たしておらず、市民に危険極まりない状態(証拠7)にして市民に嘘を付き、事故が起きることは明白である。事故が起きた場合は死者やケガ人が出たとき、市道の安全管理を問われ、損害賠償金は膨大となり、市長の首がいくつあっても足りない。市が損害賠償を払わないためにも、法に基づく安全性を明日にでも確保すべきである。

- 2)私も畑仕事をしているとき、いつ車両が畑に転倒しないか怯えて畑仕事をしているので即刻改善を求める。

- 3)側溝横の盛土を撤去した時バリケードを畑地に接する54m設置したため、畑への進入路を塞ぎ、農作物の管理ができなくなった。(証拠7)これに対する謝罪も賠償も全くない。こんなことを自宅や市役所、区役所にされたら、わかるはずである。それを無視し令和4年6月10日より9月30日迄妨害したのである。

- 4)更に市は、側溝横の盛土を撤去したと主張しているが畑には砂利が散乱し、完全撤去となっていない。(証拠7)よって、以前の畑地の状態に戻すことを求める。

8. 前任者である、南区役所の区長や土木センターの所長、維持課長、主幹、参事も併せて行政処分を求める。

- 1)土地泥棒した時の当時者であった、D区長、E所長、F維持課長、G主幹、H参事は不動産侵奪、無断転用、補助金不正受給、多大な業務妨害を行ったので厳正な処

分を求める。

外部監査請求説明資料

(3)1. について

証拠1のとおり、市長の自筆署名付きで令和6年2月5日に「南区土木センターにおいて最適な工法を検討したうえで、今回の補強工事を行い当該道路の安全を確保したとこととでございます。」と安全を図ったと証明している。

これに対して、証拠1の「文書等不開示決定通知書」2通のとおり不開示として安全を確保していない。その証拠に工事を発注する場合、工法をいくつか(3工法程度)検討し、それぞれの工法で経済比較し最も安価な工法で発注するが、この資料もなく決裁をどうしてとれたのか。

この補強工事内容については証拠2に契約書、平面図、工事写真を参照願います。

(3)2. について

証拠3のとおり、発注図面の平面図、横断図、排水構造図で毎年度工事を市役所は発注しているので確認願います。説明図(航空写真)は全体を把握するための資料です。

(3)3. について

証拠4の支出命令書および、測量写真のとおり問家屋調査士に委託して成果品も提出され支払いも完了している。しかし、証拠1の文書等不開示決定書のとおり、何度も不開示としてきた。

(4)1. について

証拠2の側溝補強工事写真のとおり、工事費2,497,000で(有)I工業が実施した。その工事は「南区土木センターにおいて最適な工法を検討したうえで、今回の補強工事を行い当該道路の安全を確保したとこととでございます。」と説明があった工事である。しかし、今年度になり「より安全安心に」のため、証拠4のように用地買収して側溝横に盛土するので、用地買収のため用地立会を求めてきた。

(4)2. について

証拠5の5枚目に添付している蓋付U型側溝、L型側溝、アスカーブの写真を参照願います。その差額については、証拠5の価格比較と積算書の単価を参照願います。

(4)3. について

証拠4の支出命令書、測量写真に示すとおり完了しており、再度委託すれば二重委託になる。

(5)1. について

証拠2のとおり、昨年の7月に側溝補強工事は完了しており、本年度に再度側溝横に盛土工事を行う必要があるのか説明もせず、ただ「より安全安心に」だけで工事することは2重工事にあたる。

(5)2. について

証拠5の価格比較のとおり、11,189,408円の節減ができた。今年度以降を安価な工法で行えば8,264,376円節減できる。

(5)3. について

令和4年度委託の464,508円で委託は終わっているの、これを活用すればこの分削減できる。

この外部監査員は、設計(構造計算)や積算が分かる人を選定頂きますようお願いします。「外部監査員の監査を請求する」理由を別紙のとおり添付致しますので、よろしくお願いします。

【別紙】外部監査員の監査を請求する理由

外部監査員の監査を求めるのは、内部の監査員の方々が土木技術に長けておられ、下記1～4のことが十分に理解され、適正に判断いただければ十分です。しかし、監査請求する外部の者からは、それをはかり知る術がないので、外部監査員の請求をするものです。内部監査員で十分対応できますなら不要でございます。

1. 土木技術の専門的な判断を必要とするため

- 1)特に構造計算は専門知識が必要で、その知識により必要な金額を判断しなければならないため
- 2)安い工法であっても、その現場で必要とされている内容を満たしているか判断しなければならないため
- 3)単に安いだけで設計は行うものでなく耐用年数等も考慮し、トータルコストで判断しなければならないため

2. 土木の専門用語を知っている必要があるため

- 1)専門用語で工法や技術計算を理解し、判断しなければならないため
- 2)専門用語を知らないと比較設計や比較検討でどのように判断してよいか、その内容がわからないため
- 3)また、比較対象とする工法がその現場で本当に必要とした工法であるか判断できる必要があるため

3. 道路に関する法律を知っている必要があるため

- 1)今回は市道についての判断であるので、道路法および道路構造令、道路法施行令、建築基準法を知っている必要があるため
- 2)市道は道路交通法の適用を受けるため、道路交通法のなかでも道路の構造について知っている必要があるため
- 3)道路工事を行うためには公共工事請負契約約款、設計業務等共通仕様書(第6編道路編)、土木工事共通仕様書等について知っている必要があるため

4. 外部監査員の方々は次の土木技術者がいいと思います。ただ、経験が浅い方には無理なところがあります。できれば20年以上経験されている方がいいと思います。

- 1)構造計算は大学や高校の土木の教授、県の建設技術センターの土木技術者、県や市町村の土木技術者、建設コンサルタントの土木技術者、コンクリート二次製品の土木技術者

- 2)積算は県や市町村の土木技術者、建設コンサルタントの土木技術者
- 3)比較設計は県や市町村の土木技術者、建設コンサルタントの土木技術者
- 4)法律は大学や高校の土木の教授、県や市町村の土木技術者、建設コンサルタントの土木技術者
- 5)弁護士は4名程お尋ねしたが、技術的ことは全く分かっていないのでやめていただきたい

2 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・証拠1 市長の自筆署名付き文書、文書不開示決定通知書
- ・証拠2 工事請負契約書（令和5年7月10日契約） 計画平面図、工事写真、市道藤山8号線道路改良工事に伴う補強工事について（お知らせ）
- ・証拠3 市道藤山8号線説明図（航空写真） 出来形平面図、排水構造図
- ・証拠4 市道藤山8号線工事に伴う官民・民地境界立会いについて（ご案内）支出命令書、多角点写真
- ・証拠5 アスカーブ・L型側溝・蓋付U字溝の価格比較、工事費内訳表
- ・証拠6 市からの回答文書、工事内訳表、工事・委託費経過一覧表
- ・証拠7 請求人撮影の現場写真、請求人作成の図面
- ・参考資料 請求人撮影の現場写真、請求人作成の図面

3 請求の受理等

（１）受理について

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行い、令和6年（2024年）11月1日付で受理した。

（２）個別外部監査について

請求人は、自治法第252条の43第1項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めている。また、請求人は、次の1から3を満たし、20年以上経験のある土木技術者を外部監査人をお願いするとしている。

- 1.土木技術の専門的な判断を必要とすること。
- 2.土木の専門用語を知っている必要があること。
- 3.道路に関する法律を知っている必要があること。

今回請求のあった個別外部監査契約について、令和6年（2024年）11月1日に開催した監査委員による協議で、請求等の内容、現地確認及び技術士資格を有する事務局職員からの意見聴取を行い、総合的に判断した結果、監査委員監査が相当であると決定した。

第3 監査の実施

- 1 監査の期間
令和6年(2024年)11月1日から令和6年(2024年)12月19日まで
- 2 監査の対象部局及び関係部局
南区役所区民部南区土木センター
都市建設局土木部
- 3 現地確認
令和6年(2024年)11月1日、市道藤山8号線道路改良工事場所(南区城南町藤山地内)において、監査委員による現地確認を行った。
- 4 請求人の陳述
令和6年(2024年)11月15日に、請求人に対して陳述の機会を設けた。
- 5 監査の対象部局の弁明
令和6年(2024年)11月19日付け、令和6年(2024年)12月5日付けで弁明書及び証拠書類が提出された。
- 6 監査の対象部局からの関係資料及び証拠書類の提出
関係資料及び証拠書類として、以下の資料が提出された。
 - (1)資料1 市道藤山8号線 盛土撤去から側溝補強工事までの流れ
 - (2)資料2 市道藤山8号線道路改良工事の経緯及び請求人への対応
 - (3)資料3 平成24年度(2012年度)道路改良工事に伴う支出命令書等関係資料
平成24年度(2012年度)道路改良工事に伴う地元説明会関係資料
-1 令和元年度(2019年度)工事関係資料
-2 令和2年度(2020年度)工事関係資料
-3 令和3年度(2021年度)工事関係資料
請求人からの問合せ関係資料
令和4年度(2022年度)工事関係資料
令和5年度(2023年度)補強工事関係資料
-1 令和4年度(2022年度)公共嘱託登記事務委託関係資料
-2 令和5年度(2023年度)公共嘱託登記事務委託関係資料
令和6年度(2024年度)登記事務委託書兼受託書
平成24年度(2012年度)市道藤山開拓線測量設計業務委託報告書
 - (4)資料4 側溝安定検討
 - (5)資料5 「土地の原状回復及び返却命令書」(内容証明郵便)
 - (6)資料6 盛土設置後の写真(令和4年度[2022年度])
 - (7)資料7 盛土撤去後の写真(令和4年度[2022年度])
- 7 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

提出された関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員の陳述

令和 6 年（2024 年）11 月 27 日に、南区長以下 6 名から陳述を聴取した。

第 4 監査委員の判断

本件請求について、請求人から提出された請求書、証拠書類等及び請求人の陳述、監査の対象部局から提出された関係資料、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

住民監査請求は、自治法第 242 条第 1 項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出や財産の管理などの財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

よって、本件住民監査請求の対象となる請求事項は次の 1 から 3 までと解釈し、その他の請求事項は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実には当たらないため却下する。

1 令和 5 年（2023 年）7 月の側溝補強工事後の本件市道が違法又は不当な財産の管理に当たるか、その側溝補強工事費が違法又は不当な支出に当たるかについて

本件市道については、令和 4 年（2022 年）3 月に監査の対象部局が施工した盛土が民有地内に存在することを確認したことから、その状態を解消するために道路側溝の盛土部分の用地買収を進めたものの結果として不調に終わった。そのため民有地内の盛土を一旦撤去し、令和 5 年（2023 年）7 月に盛土の次に有効な手法である側溝の転倒防止を目的にした補強工事を行ったと弁明がなされた。

請求人は、本市の財産である市道の財産的価値の維持・保全を目的とした、住民監査請求の対象となる財産的管理の面から市道の管理が違法又は不当な財産の管理に当たると主張しているのではなく、専ら本市の財産である市道の道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための市道の管理が違法又は不当な管理に当たると主張していると解されるが、道路等の公物管理権については住民監査請求の対象とはならない。

また、監査の対象部局は、令和 5 年（2023 年）7 月の側溝補強工事については、用地買収が進捗しない中、限られた条件下において施工されたものであり、道路敷地内にコンクリートの重力式擁壁を設け、既存の側溝をアンカーで縦断的に結節し一体化することで側溝の転倒防止に効果を有すると主張している。

盛土を撤去したのち、より安全を確保するために行った当該工事については、構造計算等に関する説明が不十分なことや、盛土があった状態に比して側溝部分の強度が不明であること、加えて蓋付U型側溝の基礎の一部が露出している現状も踏まえると、当該道路に盛土があった場合と同等に安全が確保されているとまでは言い難い状況にあるものの、監査の対象部局が主張するように、側溝補強工事費 2,497,000 円の支出については、側溝の転倒防止に効果を有すると考えられることから、違法又は不当な支出とは言えないと判断し棄却する。

2 蓋付U型側溝工事について

令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)の蓋付U型側溝工事については、道路形状からして安価なL型側溝あるいはアスカーブ工法での検討をしないまま蓋付U型側溝工事を施工しているから、有効な工法に変更できた場合の工事費差額の返還を求めているが、本請求については、自治法第242条第2項「前項規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。」に該当するため却下する。

また、当該工事の終点までの両側側溝工事において、蓋付U型側溝工法が採用される場合、工事経費が約1,000万円無駄になるから、これをやめさせてほしいという請求については、水理計算等に基づく設計により正当に施工されるものであるから棄却する。

3 令和4年度(2022年度)及び令和6年度(2024年度)の盛土部分の測量委託費の重複について

令和4年度(2022年度)と令和6年度(2024年度)の測量委託の目的は同じであるが、令和6年度(2024年度)の測量委託には令和4年度(2022年度)の測量委託部分は除かれており、重複する委託部分は認められないため棄却する。

第5 追記

この度の住民監査請求については、上述のとおり却下又は棄却と判断したが、次のとおり監査委員の意見を市長に提出することとした。

■ 監査委員の意見

監査の対象部局は、令和6年(2024年)11月1日に請求人が所有する路肩部分の用地を買収しないことを決定した。市道藤山8号線道路改良工事については、当時、地元の要望によって現道を拡幅して5m道路として施工したものである。道路拡幅に必要な道路用地は買収したものの、沿線地権者からの将来的な宅地化を見込んだ最小範囲の用地幅としてほしいとの要望等に基づき買収範囲を決定したことから、地権者から路肩の盛土に同意があったものとして施工したものであると関係職員から説明を受けた。

市では従来、路肩を盛土で施工する場合には、原則として道路の安全を確保するため盛土部分までの用地買収を行ってきた。道路拡幅工事後の盛土部分は道路区域に含め道

路管理者が管理すべきとの考えに基づくものであり、当該道路改良工事にも当てはまるものである。

そうすると盛土部分の用地を買収しないとする判断は、極めて重要な意思決定であり、その前提として市道の安全をどのように確保するかを検討しなければならない。具体的には、市道と民有地の境界に擁壁等を用いて路肩を保護する工法などを検討し、十分吟味したうえで道路改良工事を施工すべきであったと思料する。

監査委員としては、請求人及び関係職員の陳述並びに監査委員の補助者である技術士資格を有する職員からの聞き取り等により、令和5年（2023年）7月の側溝補強工事について、構造計算等に関する説明が不十分なことや、盛土があった状態に比して側溝部分の強度が不明であること、加えて蓋付U型側溝の基礎の一部が露出している現状も踏まえると、当該市道に盛土があった場合と同等に安全が確保されているとまでは言い難い状況にあると判断した。道路管理者は速やかに擁壁等を用いて路肩の保護を図るなど、当該道路の安全を確保するとともに、本市が管理すべき道路においても、適正に道路の整備、保全、管理等に努められることを望むものである。